

令和2年度  
香川地方労働審議会  
第2回家内労働部会  
会議次第

令和3年2月9日(火)10:00～  
香川労働局第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 香川県内の手袋・ソックスカバー製造業における家内労働の現状等について

(2) その他

3 閉 会

## 香川地方労働審議会 第2回家内労働部会

### 資料目次

- 1 香川地方労働審議会家内労働部会運営規程
- 2 香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ
- 3 令和3年度香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査の概要  
について
- 4 手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査票（委託者用）（案）

## 香川地方労働審議会家内労働部会運営規程

## (規程の目的)

第1条 この規程は香川地方労働審議会（以下「審議会」という。）家内労働部会（以下「家内労働部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び香川地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (会議の招集)

第2条 家内労働部会の会議（以下「会議」という。）は部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催請求があったとき部会長が召集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## (委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席出来ないときには、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

## (会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

3 家内労働部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

#### (会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

#### (議事録の作成)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

#### (報告)

第7条 部会長は、家内労働部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、審議会長に報告しなければならない。ただし、部会長が審議会の委員である場

合は、この限りでない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、家内労働部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、令和3年1月12日から施行する。

# 香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ 資料No. 2

香川労働局

「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」を次のとおり改正し、平成21年3月25日から実施することになりましたのでお知らせいたします。委託者は、この最低工賃額以上の工賃を家内労働者に支払わなければなりません。

1 適用する範囲

香川県内で手袋製造業又はソックスカバー製造業に係る縫製、仕上げ又は縁飾りの業務に従事する家内労働者及びその家内労働者に委託する委託者。

2 最低工賃額

この最低工賃額は、家内労働者が実際に受け取る最低の額です。

最低工賃額は、品目、規格及び工程の区分に応じ次のとおりです。

(1) 縫製の業務

品目	規格			最低工賃額	
	素材	形状	作業部位		
繊維縫製手袋	婦人用（作業方式のものを除く。）	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	おも、親指及びはぎ	10双につき 665円
	紳士用（作業方式のものを除く。）			す	10双につき 70円
皮革手袋	婦人用 （縫いばなしのものに限る。）	皮革	口丸で、かつ、内縫いのもの	おも、親指及びはぎ	10双につき 1,500円
				へり	10双につき 465円
	紳士用 （縫いばなしのものに限る。）		横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの	おも、親指及びはぎ	10双につき 1,300円
				へり	10双につき 440円
ゴルフ用手袋	皮革		おも、親指及びはぎ	10枚につき 825円	
	合成皮革			10枚につき 770円	

備考 1 上記金額には、縫い糸に要する費用は含まない。

2 作業方式とは、親指の取付け部分の押さえ縫い及びはぎのまたつまみの縫いの工程のないものをいう。

(2) 縫製手袋の仕上げの業務

品目	規格		工程	最低工賃額
	素材	形状		
繊維縫製手袋 （作業用手袋方式のものを除く。）	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	湯のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双につき 180円
皮革手袋	皮革	口丸で、かつ、内縫いのもの	火のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双につき 350円
				横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの

備考 上記金額には、光熱費を含む。

(3) ソックスカバーの手編みによる縁飾り（ゴム付きを含む。）の業務

縁飾りの種類	規格		最低工賃額
	糸の種類	形状	
玉編み	アクリル糸、毛糸又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡糸	編込みが14個で、かつ、1個につき3回引上げのもの	10足につき 350円

① 家内労働手帳の交付と記入

委託者は、家内労働者に工賃の支払方法等の委託条件を明示した家内労働手帳を交付し、その手帳には、委託する物品の数量、工賃の単価、受領した物品の数量、工賃支払日、支払工賃総額等をその都度記入しなければなりません。

② 工賃の支払い

工賃は、納品された日から1月以内（工賃締切日を定めている場合は、その日から1月以内）に現金で全額支払わなければなりません。また、この最低工賃額に満たない工賃しか家内労働者に支払わなかった場合には、罰則を適用されることがあります。

お問合せ先 香川労働局貸金室（電話 087-811-8919）  
 最寄りの労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196  
 観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137

（この最低工賃を、家内労働者に周知して下さい。）

# 令和3年度香川県手袋・ソックスカバー製造業 家内労働実態調査の概要について

## 1 調査の目的

この調査は、香川県における手袋・ソックスカバー製造の業務に従事する家内労働者の工賃額等の実態を把握し、「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」改正等の審議のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の範囲

### (1) 地域

香川県の全域

### (2) 調査対象

日本標準産業分類

E1184 靴下製造業

E1185 繊維、ニット製手袋製造業 → E1185 手袋製造業

E1189 織物製手袋製造業 → E1199 他に分類されない繊維製品製造業（ウエイスト手袋・防災用手袋製造業等）

E2051 革製手袋製造業

の事業を営む委託者のうち、手袋、ソックスカバー製造にかかる縫製、仕上げ、縁飾りの業務を家内労働者に委託している委託者

## 3 調査対象期間

令和3年9月分について行う。ただし、調査事項の一部については令和2年9月及び令和3年9月を対象とする。

## 4 調査方法

通信調査による。（必要に応じて電話聴取、面接調査等を行う。）

## 5 調査票

資料No.4のとおり

## 6 本調査でわかること

- (1) 令和3年9月現在の上記2の調査の範囲に該当する家内労働者数及びそのうち上記1の調査の目的の最低工賃が適用される家内労働者数

- (2) 最低工賃額が設定されている作業別の一番高い工賃額、平均的な工賃額、一番安い工賃額及びその作業ごとの家内労働者数
- (3) 令和2年9月と令和3年9月の委託量及び家内労働者数の増減 等



# 手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査票（委託者用）（案）

香川労働局

事業場名		所在地	電話番号( ) - 担当者名( )			
主要製品名		労働者数 (従業員数)	計	男	女	

1 家内労働者数について

(1) 令和3年9月現在で、作業を委託している香川県内の家内労働者(いわゆる内職者であって、補助者は含まない。)は何人いますか。

(いない場合は調査対象外です。香川労働局へご連絡ください。) 合計  人 [ うち 男  人 ・ 女  人 ]

(2) その家内労働者のうち、次の2の表の品目・規格欄の作業を1つでも委託している人は何人いますか。(1人に複数の業務を委託していても、人数は1人と数えてください。)

★(注) 現行の最低工賃は、同封の「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ」とおりです。この表の業務、品目、規格(素材、形状、作業部位)、工程などの全てが当てはまる工賃についてご回答ください。

(いない場合は調査対象外です。香川労働局へご連絡ください。) 合計  人 [ うち 男  人 ・ 女  人 ]

2 下の(イ)から(ハ)の表に完全に当てはまる作業を委託している家内労働者について、工賃額及び該当する家内労働者の人数等を記入してください。

●御社が委託する下の(イ)の業務について、それぞれに該当する工賃額が1種類しかない場合は、A欄にその工賃額を記入してください。もし、工賃額が複数ある場合には、次の①から③のどれですか。該当する番号に○を記入し、それぞれ必要な箇所に記入してください。

① 委託する家内労働者間では工賃は同じであるが、仕様やデザイン、業務の難易等によって工賃額を決めている。

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃額を、B欄には平均的な工賃額を、C欄には一番安い工賃額を記入し、D欄には工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。また、工賃額を複数設定している理由を次の( )内に記入してください。

(例 仕様、デザイン、生地の種類、作業の繊細さ等)

( )

② 人によって工賃額を決めている。→工賃の一番高い人、平均的な人、一番安い人の工賃額をそれぞれA、B、C欄に記入してください。

③ その他(具体的に記入してください。)

(例 仕様やデザイン、業務の難易等によって工賃額を決めているが、業務が同じでも家内労働者によって工賃額が違うなど)

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃額を、B欄には平均的な工賃額を、C欄には一番安い工賃額を記入し、D欄には工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。

●「家内労働者数」については、該当する欄ごとの人数を記入してください。

(イ)縫製の業務

品目	規格			工賃額				家内労働者数		
	素材	形状	作業部位	単位	A	B	C		D	
繊維縫製袋	婦人用(作業用方式のものを除く。)	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステル	口丸で、かつ、色物のもの	おも、親指及びはぎ	10双こつき	円	円	円	種類	人
			すそ	10双こつき	円	円	円	種類	人	
	紳士用(作業用方式のものを除く。)	ルからなる混紡のニット生地	おも、親指及びはぎ	10双こつき	円	円	円	種類	人	
皮革手袋	婦人用(縫いっぱなしのものに限る。)	皮革	口丸で、かつ、内縫いのもの	おも、親指及びはぎ	10双こつき	円	円	円	種類	人
			へり	10双こつき	円	円	円	種類	人	
	紳士用(縫いっぱなしのものに限る。)	皮革	横開き、三本飾りで、かつ、片まもの	おも、親指及びはぎ	10双こつき	円	円	円	種類	人
			へり	10双こつき	円	円	円	種類	人	

ゴルフ用手袋	皮革		おも、親指及びはぎ	10枚につき	円	円	円	種類	人
	合成皮革			10枚につき	円	円	円	種類	人

- (注) 1 上記金額には、縫い糸に要する費用は含まない。  
 2 作業方式とは、親指の取付け部分の押さえ縫い及びはぎのまたつまみの縫いの工程のないものをいう。  
 3 作業部位「すそ」については、「レイスマシン」による縫製に限る。

●御社が委託する下の(ロ)の業務について、それぞれに該当する工賃額が1種類しかない場合は、A欄にその工賃額を記入してください。もし、工賃額が複数ある場合には、次の①から③のどれですか。該当する番号に○を記入し、それぞれ必要な箇所に記入してください。

① 委託する家内労働者間では工賃は同じであるが、仕様やデザイン、業務の難易等によって工賃額を決めている。  
 下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃額を、B欄には平均的な工賃額を、C欄には一番安い工賃額を記入し、D欄には工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。また、工賃額を複数設定している理由を次の( )内に記入してください。

(例 仕様、デザイン、生地の種類、作業の繊細さ等)

( )

② 人によって工賃額を決めている。→工賃の一番高い人、平均的な人、一番安い人の工賃額をそれぞれA、B、C欄に記入してください。

③ その他(具体的に記入してください) ( )

(例 仕様やデザイン、業務の難易等によって工賃額を決めているが、業務が同じでも家内労働者によって工賃額が違うなど)

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃額を、B欄には平均的な工賃額を、C欄には一番安い工賃額を記入し、D欄には工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。

●「家内労働者数」については、該当する欄ごとの人数を記入してください。

(ロ)縫製手袋の仕上げの業務(工程欄のすべてについて委託している者に限ります。ラベル付けのみ委託等の場合は該当しません。)

品目	規格			単位	工賃額				家内労働者数
	素材	形状	工程		A	B	C	D	
繊維縫製手袋 (作業用手袋方式のものを除く。)	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	湯のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双につき	円	円	円	種類	人
皮革手袋	皮革	口丸で、かつ、色物のもの	火のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双につき	円	円	円	種類	人
		横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの		10双につき	円	円	円	種類	人

(注) 上記金額には、光熱費を含む。

●御社が委託する下の(ハ)の業務について、記載要領は、上記の(イ)、(ロ)と同様です。(ハ)に該当がある委託者は、上記の(イ)、(ロ)と同じ項目を別の紙に記載して添付してください。)

(ハ)ソックスカバーの手編みによる縁飾り(ゴム付けを含む。)の業務

縁飾りの種類	規格		単位	工賃額				家内労働者数
	糸の種類	形状		A	B	C	D	
玉編み	アクリル糸、毛糸又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡糸	編込みが14個で、かつ、1個につき3回引上げのもの	10足につき	円	円	円	種類	人

3 令和2年9月と令和3年9月とを比較して、上記項目2に該当する業務の委託量及び家内労働者数について、該当するものに○をしてください。また、増減がある場合には、その率を記入してください。

委託量の増減	増 <input type="text"/> . <input type="text"/> % ・ 減 <input type="text"/> . <input type="text"/> % ・ 変わらず	家内労働者数の増減	増 <input type="text"/> 人 ・ 減 <input type="text"/> 人 ・ 変わらず
--------	--	-----------	--